

水道の検針を再開します

☎南魚沼市上下水道料金センター
788・0220

積雪のため休止していた検針を再開し、冬期間の概算払いの料金を精算します。精算内容は、6月中旬に「冬期精算通知書」でお知らせします。

必要書類 減免申請書、市指定給水装置工事事業者の修理証明、修理前後の写真、修理か所の図面

漏水の場合は、市指定給水装置工事業者に連絡して、修理を依頼してください。修理費は自己負担です。

漏水の場合、市指定給水装置工事業者に連絡して、修理を依頼してください。修理費は自己負担です。

漏水の場合、市指定給水装置工事業者に連絡して、修理を依頼してください。修理費は自己負担です。

積雪のある冬期（12月～4月）の料金を、前年の実績などに基づいて概算で支払い、5月の検針結果で精算する制度です。

使用水量が多い場合は

「上下水道使用量のお知らせ」に記載した水量は、12月～5月の使用量から12月～4月の冬期間の認定水量を差し引いた使用量です。利用人数の増加などの理由がなく使用水量が不自然に多い場合は、漏水の可能性がります。水道メーターをご確認ください。

漏水の確認方法

①すべての蛇口を閉めて、水道を使用しない状態にする。

②メーターボックスを開け、水道メーターのパイロットを確認する。

③パイロットが少しでも回っていれば漏水です。

漏水の可能性がある場合は、水道メーターから蛇口までは、使用者の管理です。メーターが回った分は、理由を問わず支払っていただくことが原則です。ただし、十分な管

理を行っていたにも関わらず、やむを得ず漏水した場合（地中・壁中の水道管からの漏水など）のみ修繕後に減免の対象となります。（未修繕のもの対象外）

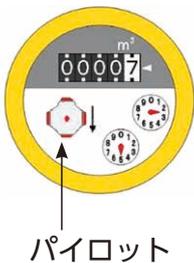
必要書類 減免申請書、市指定給水装置工事事業者の修理証明、修理前後の写真、修理か所の図面

減免にならない事例

・不注意による流しっぱなし、トイレのボールタップ・蛇口からの漏水など（管理の不備・一般的に想定できる原因による、容易に目視や管理できるか所の漏水）

・市指定給水装置工事事業者以外が修繕した場合

水道メーター



パイロット

固定資産税の納税通知書を5月16日(火)に発送します
☎773・6668

納税通知書に同封する課税明細書は、確定申告時に、農業所得や不動産所得の必要経費（租税公課）の計算に役立ちます。令和6年の申告時期まで保管することをお勧めします。

家の税金が高くなる場合

納税通知書を発送後、「家の税金が高くなった」という問合せがあります。これは、居住床面積280平方メートル以内の新築住宅の場合に、居住用部分の床面積120平方

方メートルまでの税額を、2分の1に減額する特例が3年間（長期優良住宅の場合は5年間）で終了するためです。

※平成31年（令和元年）（長期優良住宅の場合は平成29年）に新築した住宅は、令和5年度から通常の税額で課税されます

土地、家屋を売った、取り壊したのに課税されている場合

固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に課税されます。売買契約が終了しても、新しい所有者が登記を行っている場合、前所有者に課税されます。

1月2日以降に取り壊した家屋も1年間課税されます。家屋を取り壊した場合は、税務課 資産税班までご連絡ください。

健康・福祉

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

☎773・6667

健康・福祉

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

☎773・6667

児童委員の日、12日（金）～18日（木）は「活動強化週間」です。民生委員・児童委員に対する理解を深め、自主的な活動を充実強化する期間です。

南魚沼市民生委員児童委員協議会では、委員の存在と活動について理解を深めていただくために、広報・周知活動を計画しています。オレンジ色のユニフォームを着用してPR活動を実施します。気軽にお声かけください。

民生委員・児童委員は、相談者の立場に立って、心配ごとや困りごとを解決するお手伝いをします。安心してご相談ください。

※民生委員・児童委員の名簿を、20・21ページに掲載

帯状疱疹予防接種の費用助成

☎773・6811

令和5年度から、一定要件のもと帯状疱疹予防接種の費用助成事業を実施します。助成には領収書と診療明細書が必要となるため、保管をお願いします。詳しくは今後、市報でお知らせします。

健康・福祉

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

☎773・6667

健康・福祉